

介護保険サービスを使いの皆様へ

福祉用具購入費

介護保険法の改正により平成18年4月1日から、介護保険対象となる「福祉用具」の購入先が「事業所指定」を受けた事業所からのみの購入になりました。

例えば、指定を受けていない事業所（ホームセンター等）で購入された場合は、福祉用具購入費の申請をされても介護保険からの償還払いの対象となりませんので、購入される際は、指定を受けている事業所かどうかご確認ください。

福祉用具貸与（レンタル）

要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の方の福祉用具貸与（レンタル）については、「一定の例外となる者（※）を除き保険給付の対象外」となります。

なお、現在福祉用具貸与（レンタル）をご利用の方は、平成18年4月1日から平成18年9月30日の6ヶ月間の経過措置があります。

【対象外商品】

- ☆特殊寝台（付属品を含む）
- ☆車椅子（付属品を含む）
- ☆床ずれ防止用具及び体位変換器
- ☆認知症老人徘徊感知器
- ☆移動用リフト

※例外となる者の範囲については、

- 『特殊寝台の場合』
- 次のいずれかに該当する者

- ★日常的に起き上がりが困難な者
- ★日常的に寝返りが困難な者

（注）「起き上がり」「寝返り」等の判断については、要介護認定データ等の結果で判断します。

（注）貸与（レンタル）時には、貸与する事業所及びケアマネージャー、理学療法士等の理由書が必要になります。



▲役場健康福祉課に気軽におたずねください



▲就学前は今まで通りの制度を受けます

前年の所得額で判定しますが、

【所得制限限度額】

◎自営業の方	18年4月から 596・3万円未満
◎サラリーマンの方	780万円未満
○所得制限限度額	780万円未満

所得制限の引き上げにより新たに児童手当を受給できる場合がありますので該当する保護者は、認定請求の手続きが必要となります。

【今まで所得制限で受給していなかつた場合は？】

収入ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。所得には一定の控除があります。

◎自営業の方

18年4月から
596・3万円未満

【認定請求書に必要な添付書類】

・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

・所得証明書（当該市町村にそ

の年の1月1日に住所がなかつた場合）

※該当される皆様には申請時期

等について通知書にてお知ら

せします。
※詳しい内容につきましては、和水町役場健康福祉課子ども家庭係までお気軽にお問い合わせください。



▲忘れない手続きを！

【新たに児童手当を受ける時は？】

市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

【平成18年度に小学4年生の子どもがいる場合は？】

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は特段の手続きをする必要はありません。

【平成18年度に小学4年生の子どもがいる場合は？】

これまで、児童手当を受給していない保護者は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求申請の手続きが必要となります。

内線539	児童手当の受給制度が変わります。
役場健康福祉課子ども家庭係	問い合わせ先

福

祉

平成18年4月1日から

